

第 9 回原子炉安全基本部会・第 3 回核燃料安全基本部会 における弊社意見について

令和 4 年 3 月 2 9 日

四国電力株式会社

1. 四電説明資料(抜粋)

3. 原子力規制検査を受けて（振り返り）（2/2）

5

(2) リスク情報活用、パフォーマンス向上の観点での検査

- ① リスク情報の活用に必要な基盤整備として、PRA、CAP、CMと各機能の充実化を図ってきた。プラントが約2年間停止していたこともあり、PRAの活用機会が少ない状況ではあったが、PRAやその知見を使った議論ができるよう日々の業務のなかで意識を高めていくことが必要である。

→ 「5.リスク情報活用の取り組み」にてRIDMの実践事例を紹介する。

- ② PIデータの収集期間がまだ2年足らずで、その間プラント停止中だったこともあり、PIデータを使った分析の実施やパフォーマンス向上が実現されにくい状況であった。引き続きデータ収集に取り組むとともに、パフォーマンス改善活動に取り組んでいく。

- ③ 新検査制度では、これまでの官庁検査（使用前検査等）が、事業者検査化され、柔軟な検査計画が可能となった。また従来の保安検査時に事業者が対応していた現場エスコートや資料説明等が、一部フリーアクセスとして確認されるようになり、効果的な検査が実施できている。

一方、新検査制度導入に伴い、リスク情報を活用したパフォーマンス向上を指向したいと考えつつも、法令要求のある許認可手続きや検査を中心とした業務プロセスから、事業者側も規制側も今一歩抜け出せておらず、多大なリソースが必要なままとっている。

2. 弊社意見の趣旨

- 当社としては、新検査制度導入を機に、リスク情報を活用したパフォーマンス向上を指向したいと考えているが、法令要求のある設計及び工事計画手続き（以下「設工認」という）や使用前事業者検査の対象範囲については、リスク情報を踏まえたものとはなっていないと感じている。
- このような部分にもゆくゆくはリスクの観点を取り込むことにより、リスクの高い箇所へ優先的にリソースを投入できる状況となり、原子力安全の向上につながると考えている。

気付き		弊社の意見
設工認	法令要求のある許認可手続き対象は新検査制度導入前後で変わっておらず、手続きが必要な保安活動については、リスクインフォームド、パフォーマンスベースとなっていない。	<p>○重要度の低い設備の工事※¹やこれまでに多数の実績がある工事※²については、設工認手続きを省略し、事業者の活動を原子力規制検査で確認する形とできないか。</p> <p>※1：PWRの蒸気タービン設備や補助ボイラなどに係る工事の設工認手続き</p> <p>※2：蒸気発生器伝熱管の施栓工事や原子炉圧力バウンダリ範囲配管の同仕様品の取替え工事など</p>
使用前事業者検査	事業者が検査を実施することとなり、事業者の責任を意識することが深まってきた。技術基準適合確認として、実務的に使用前事業者検査、定期事業者検査、施設管理としての活動それぞれについて対応が必要であるため、複雑かつ重複感がある。	<p>○工事を実施するにあたっては次の3つの検査が重複することとなることから、これら事業者が実施する検査の実施方法について、新検査制度の趣旨にそって、改善検討を進めていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理としての自主検査 ・使用前事業者検査 ・定期事業者検査 <p>○また、使用前事業者検査は重要度の低い設備についても実施することとなっているので、対象範囲について、リスクの高い箇所へ優先的にリソースを投入できるようにできないか。</p>
	従前の使用前検査は、設工認手続きが必要な工事の場合に実施していたため、対象となる工事ははっきりしていたが、新検査制度導入により、設工認手続きが不要な工事であっても使用前事業者検査対象となるか否かの確認が必要となり、この確認に労力を要している。	<p>○事業者は、検査制度の見直しに関するWG等で説明した考え方に基づくATENAガイドで示している使用前事業者検査フローに基づき、各工事ごとに使用前事業者検査の要否を判断している。</p> <p>○NRA－事業者間で点検計画に基づく定期取替の位置づけで認識の相違が生じている。(ATENA大で協議中)</p>